

## 入札説明書

「収納庫（多目的ドック）他13点」ほか8件

令和4年2月21日千葉市公告第137号により公告した、「収納庫（多目的ドック）他13点」ほか8件の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

## 1 一般競争入札（電子入札）に付する事項

### (1) 調達案件名及び調達数量

- ア 収納庫（多目的ドック）他13点 1台他13点
- イ 収納庫（オープン）①他13点 24台他13点
- ウ 8人用パーソナルロッカー 363台
- エ 中軽量ラックH2100タイプ（基本）①他18点 4台他18点
- オ 移動式ホワイトボード他6点 38台他6点
- カ 大型天板デスク（片面／基本タイプ）①他8点 7台他8点
- キ 事務用回転イス 2,813台
- ク ラウンジチェア他23点 7脚他23点
- ケ ブックトラック①他22点 1台他22点

### (2) 調達物品の特質等

別添仕様書のとおり

### (3) 納入期限

- アからキ及びケ 令和5年3月31日
- ク 令和5年3月31日及び令和5年7月31日

### (4) 納入場所

千葉市役所の敷地内に建設中の千葉市新庁舎内の指定する場所

## 2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和2・3年度及び令和4・5年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
  - イ 当該開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
  - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から開札日までの間に受けている者
  - カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
- (3) 公告日から遡って5年の間に、家具又は什器を納入した実績を有する者であること。

### 3 入札参加手続

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請期間内に後記11の契約事務担当課へ、ちば電子調達システムによる電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により提出資料を添付し、入札参加申請を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、後記11へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、後記11の契約事務担当課が指定する申請書類を次の提出資料とあわせて入札参加申請期間内に書留郵便による郵送又は持参により、後記11へ提出すること。

#### (1) 入札参加申請期間

公告の日の翌日から令和4年3月16日(水)午後5時まで

#### (2) 提出資料

公告日から遡って5年の間に、家具又は什器を納入した実績を証する契約書等(写)

#### (3) 確認通知

令和4年3月24日(木)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を郵送する。ただし、参加資格を有する旨の通知がなされたものであっても、令和4年4月1日時点で令和4・5年度入札千葉市物品入札参加資格者名簿に登載されていない場合は、資格を取り消す。

### 4 同等品確認申請及び質問回答

#### (1) 同等品確認申請及び仕様に関する質問

##### ① 申請及び質問方法

令和4年3月17日(木)午後5時までに、後記11の契約事務担当課宛、別紙同等品確認申請書又は質問回答書を電子メールにて提出すること。

##### ② 回答方法

同等品確認承認結果及び質問に対する回答は、千葉市「入札情報等」ポータルページ(<https://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsujoho/index.html>)の「発注情報一覧」内の「物品」の当該案件のリンク先に、令和4年3月24日(木)までに掲載する。

#### (2) その他、提出書類・入札手続等に関する質問

平日の午前9時から午後5時までの間に、後記11の契約事務担当課へ電話で問

い合わせること。

## 5 入札

### (1) 入札期間

令和4年3月24日(木)午前9時から令和4年4月22日(金)午前11時まで(電子入札システムの運用時間内に限る)。

### (2) 入札方法

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、引受証明書を添付し、後記11の契約事務担当課へ電子入札システムにより提出すること。FAX または E-mail によるものは受け付けない。ただし、紙入札が認められた場合は、入札書(様式1号-3)及び引受証明書を、書留郵便による郵送又は持参により、後記11へ入札期間内に提出すること。(入札期間内に到着しない場合は失格とする。)

紙入札による場合、入札書等は二重封筒(内封筒及び外封筒)により提出すること。内封筒には必ず、調達案件名、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、入札参加資格申請時に登録した使用印鑑で封緘(糊付け、封印)すること。外封筒の表には、朱書きで「入札書在中」と記載すること。

### (3) 入札書に記載する金額

入札金額は、調達物品の金額のほか、運搬費、設置費等、仕様書に記載された内容の履行に要する一切の諸経費を含め見積ること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (4) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。)

### (5) 入札辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札期間内に、入札辞退届を後記11の契約事務担当課へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札辞退届を、商号又は名称及び調達案件名を記載した封筒に封緘した上で、郵送又は持参により、入札期間内に提出すること。

## 6 開札

入札書の開札は次のとおり行う。

### (1) 開札日時

令和4年4月22日(金)午後1時以降に、調達案件名の記号順に行う。

### (2) 開札場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所5階契約課入札室(立会い不要)

### (3) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価

格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。落札候補者は速やかに入札内訳書（後記 1 1 の契約事務担当課が指定する様式を用いること）及び引受証明書の原本を提出するものとする。

入札内訳書及び引受証明書に不備がないことが認められた場合、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者の入札が無効となった場合、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者とする。以下、同様に行い、落札候補者となるべき同価の入札を行った者が 2 人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

#### （4）無効又は失格となる入札

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア 電子入札約款（平成24年4月13日施行）第 7 条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第 8 条各号に該当する入札は、失格とする。

ウ 入札約款第 6 条において無効と定める入札は、無効とする。

エ 入札内訳書又は引受証明書に不備がある入札は、無効とする。

#### （5）入札結果の通知方法

落札者を決定後、速やかに電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する。また紙入札を行った者が落札者となった場合は、電子メールにて落札者決定通知書を送付する。

### 7 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

ア 再度入札の回数は、1 回とする。

イ 再度入札には、1 回目の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

ウ 再度入札の通知は、1 回目の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

エ 再度入札の期間及び開札の日時は、再入札通知書に記載する。

オ 再度入札は、後記 1 1 へ電子入札システムにより提出すること（引受証明書の添付は不要）。ただし、紙入札が認められた場合は、入札書を、再入札通知書に記載した再度入札の期間内に、前記 5（2）により書留郵便による郵送又は持参により、後記 1 1 へ提出すること（引受証明書の提出は不要）。なお、再度入札を辞退するときは、前記 5（5）によるものとする。

### 8 苦情申立て

入札参加資格の有無の確認その他の手続に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 8 年 1 月 1 日適用）により、千葉市入札適正化・苦情検討委員会（以下「委員会」という。）に対して苦情を申し立てることができる。

## 9 契約締結等の停止等

- (1) 本案件に係る令和4年度予算が議会の議決が得られない場合は、契約手続を中止する。この場合において、市は落札者に対して一切の費用を負担しないものとする。
- (2) 前記1(1)ア、イ、カ及びキは、令和4年第2回千葉県議会定例会において、契約の議決が得られない場合は、契約手続を中止する。この場合において、市は落札者に対して一切の費用を負担しないものとする。
- (3) この調達に関し、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合には、契約手続の停止等があり得る。
- (4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

## 10 契約の手続等

### (1) 契約保証金

要(ただし、千葉県契約規則第29条第1号に該当する場合は、免除とする。)

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (4) 契約条項等の閲覧

千葉県契約規則等は、後記11の契約事務担当課で閲覧できる。

## 11 契約事務担当課

〒260-8722 千葉県中央区千葉港1番1号

千葉県財政局資産経営部契約課契約第二班(市庁舎5階)

電話 043-245-5089

E-mail keiyaku.FIA@city.chiba.lg.jp

## 12 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。
- (3) 入札参加資格を有しない者の参加  
前記2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者が競争入札に参加するためには、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手続きを速やかに行い、本市において、入札参加資格の認定を受け、かつ、令和4年3月16日(水)までに前記3の入札参加資格確認申請書の提出をしなければならない。
- (4) 電子入札システムの運用時間は、午前8時00分から午前0時00分とする。